

川崎市 消費生活相談月報

第277号
(4月分)

令和元年7月5日

TEL 044-200-2263

川崎市消費者行政センター

1 平成31年4月分消費生活相談件数 923件 (前月より29件増) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	今年度累計
876	47	0	923 (36.14%増)	678	923

2 商品・役務(サービス)の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	商品一般	263	クレジットカード会社から身に覚えのない高額請求があったので、明細を確認したらフリマアプリで商品を購入したになっていた。どうしたらよいか。
2	デジタルコンテンツ	74	息子がゲーム機のオンラインゲームで、親のカードを使ってクレジット決済をしたことが分かった。取り消したい。
3	不動産貸借	42	賃貸マンションの管理会社が変わった。当初のサービス内容は変わらないとのことだったが、家賃引落としサービスが無くなり、振込手数料が発生。払いたくない。
4	工事・建築	33	母が馴染みの事業者と、浴室乾燥機を取り付ける工事の契約をした。明日が工事予定日だが、やはり必要ないと思う。無条件で解約できるだろうか。
5	役務その他サービス	25	「700MHz電波によるテレビ受信障害対策工事のお知らせ」というチラシが入り、来週訪問して調査するといわれた。信用できるか。
6	携帯電話サービス	16	1年ほど前にスマホの契約をした。通信料金が高いので困っている。毎月の料金を安くしたいがどうしたらいいか。
7	四輪自動車	15	中古車店で車を購入したが、半月も経たないうちにエンジンが故障した。販売店は不具合を認めず修理してくれない。どうしたらよいか。
7	インターネット接続回線	15	昨日、現在契約中の電話会社を名乗る電話があり、「光回線の料金が安くなった。手続きが必要」と言われ指示に従ったら転用手続きだった。どうしたらよいか。
9	他の健康食品	13	一人暮らしの母の家に行くと、電話勧誘で高額な健康食品を購入していたことが分かった。商品を返品するので、返金してほしい。
10	電気	12	訪問販売で「電気とガスをまとめると料金が安くなる」と言われ契約をしたが、夫が反対しているので、クーリング・オフをしたい。
10	固定電話サービス	12	「今より安くなる」という電話勧誘を何度も断ったが断り切れず光電話を契約したが、料金が高額だ。減額希望。

3 販売購入形態

4月は、店舗外購入(特殊販売)344件、店舗購入164件、不明等415件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)
訪問販売	64	工事・建築10件、電気7件、修理サービス7件、役務その他サービス5件他
通信販売	231	デジタルコンテンツ67件、商品一般20件、他の健康食品8件他
マルチ・マルチまがい	10	教養娯楽教材3件他
電話勧誘販売	31	インターネット接続回線11件、固定電話サービス5件、他の健康食品3件他
ネガティブ・オプション	0	該当なし
訪問購入	3	ネックレス2件、貴金属1件
その他無店舗	5	鍋・窯類1件、ネックレス1件、教養娯楽教材1件他
合計	344	

訪問販売＝家庭・職場訪問、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの
マルチ・マルチまがい＝販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」